

定期報告告示の改正への対応について（令和7年7月1日施行）

建築基準法第12条第1項、第3項の規定に基づく定期報告制度において、調査・検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表等が見直され、令和7年7月1日から施行されました。

告示改正について、詳しくは、下記の国土交通省 HP「建築基準法に基づく定期報告制度について／4. 調査・検査項目告示」をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html

令和7年7月1日以降も引き続き、次の調査項目については、特定建築物定期調査にて実施、報告いただきますようお願いいたします。（項目を県規則により指定）

■ 特定建築物定期調査と建築設備等定期検査との重複について

以下の項目の確認は、引き続き、**特定建築物定期調査**で実施してください。

- ・「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」の作動の状況
- ・「換気設備」、「非常用の照明装置」の物品の放置の状況
- ・「非常用エレベーター」の乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況
※非常用エレベーターの作動の状況については、昇降機定期検査で実施してください。

【国の改正】

特定建築物定期調査	建築設備等定期検査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動
物品の放置	物品の放置

令和7年1月29日 国土交通省住宅局
【参考資料】「定期報告告示の見直しについて」(P1)より

【今治市の指定】

特定建築物定期調査	建築設備等定期検査
設置	
作動 (作動するかどうか)	指定なし
物品の放置	

■ 特定建築物定期調査と防火設備定期検査との重複について

以下の項目の確認は、引き続き、**特定建築物定期調査**で実施してください。

ただし、調査項目等は改正後の防火設備点検告示に規定される項目等になります。

- ・「常閉防火扉」について、運動エネルギー等、本体と枠の劣化及び損傷の状況、作動の状況、物品の放置の状況、固定の状況

【今治市の指定】

【国の改正】

特定建築物定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査	
	(常閉防火扉)	(随閉防火扉)
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動	作動
物品の放置		運動機構
固定の状況	物品の放置	物品の放置
	固定の状況	

令和7年1月29日 国土交通省住宅局
【参考資料】「定期報告告示の見直しについて」(P3)より

特定建築物定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査 (随閉防火扉)
設置	
運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動
物品の放置	運動機構
固定の状況	物品の放置

報告時期や様式等は HP をご確認ください

<https://www.city.imabari.ehime.jp/kenchiku/yosiki/teiki/>

問合せ先：今治市役所建築住宅課

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1(本庁10階)

電話：(0898) 36-1566 FAX：(0898) 25-2015

